

選挙規定の細則

平成 22 年 6 月 21 日（制定）

平成 22 年 6 月 30 日（改訂）

1. 会長 1 名、副会長 2 名（計 3 名）の選出法
 - (1-1) 現副会長 2 名、現理事 10 名の中から、自薦および有権者からの他薦で次期会長および副会長の立候補者を受け付ける。
過半数（6 名以上）の立候補者が得られるよう、現会長および会員（有権者）は努力する。
[説明]会長は、現理事（副会長 2 名、理事 10 名）から過半数の次期会長・副会長の立候補者が得られるよう努力する（複数名の候補から、会長に相応しい人を選出できるようにするため）。
 - (1-2) 現会長は 1 期目の場合は、次期会長に立候補することができる。
 - (1-3) 投票では、会長・副会長職に対し、1 名を、欄内に書く。
 - (1-4) 得票順に、1 位を会長、2 位、3 位を、副会長とする。
 - (1-5) ただし、同数の場合は、①現副会長を優先 ②会員歴の長い会員を優先する。
 - (1-6) 現会長が 1 期目の場合で、1 位となった場合は 2 期続投し、2 位以下となった場合は、選挙順位から除外し、顧問に就任する。
[説明]現会長は、新副会長には、ならない。

2. 理事 10 名・監事 2 名（計 12 名）の選出法
 - (2-1) 会長以外の現役員（副会長 2 名、理事 10 名）、現評議員 20 数名、現監事 2 名の全員を自動的に、次期理事・監事候補とする。
 - (2-2) 投票では、次期理事・監事候補 5 名の名前を、欄内に記入する。
 - (2-3) この時、上の会長・副会長職の枠で、投票した 1 名も、理事・監事の投票欄に書かれた票として、自動的に数える。
理事・監事の投票欄には、会長・副会長の枠で、投票した 1 名を書かないように注意書きをする。
[説明]会長・副会長に選ばれなかった者も、その票を理事・監事枠の得票数として扱う。
[説明]「会長・副会長職の枠で、投票した 1 名も理事・監事の投票欄に書かれた票とするので、二重に書かないで下さい。ダブルに書かれた票は、取り扱いで、無効とします」と明示する。
 - (2-4) 得票順に、12 名を理事・監事職の当選者とする。
 - (2-5) ただし、同数の場合は、①現副会長を優先 ②会員歴の長い会員を優先する。

以上の役員が選挙で決まるが、この後に、その他の役員は、以下のように決る。

- (1) 顧問 3 名より数名 の選出法（新会長が、委任する）
顧問は、直近 3 期の会長経験者 3 名が自動的になる。
更に、新会長は、必要に応じて、理事会の承認を得て、会長経験者の中から数名の顧問を加えることができる。
- (2) 監事 2 名 の選出法（新会長が、選出する）
新会長は、理事 10 名・監事 2 名として選出された計 12 名の方々から、監事に相応しい人 2 名を選任し、理事会の承認を得る。
- (3) 評議員 20 数名 の選出法（新会長が、委任する）
新会長は、評議員 20 名前後の選任を行い、理事会の承認を得る。
新会長は、評議員に、学会運営活動の責任者としての委任を行う。
この際、支部長（現在、奄美支部のみ）が、役員か、評議員に入るよう配慮する。

[説明] 選挙は、秋の年次大会（10 月頃）の総会にて、新役員の報告できるように、大会前に終わらせる。次年度 4 月 1 日より、新体制の発足を行う。

この間に、新会長は、顧問数名、監事 2 名、評議員 20 数名を、選任し、新体制を組織する準備を行う。

以上